

基準 1	使命・目的等
------	--------

I. 自己点検・評価

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」

「D：実行していない」の 4 段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点	自己判定	
	<下段>	自己判定の留意点	個別	総合
1-1-①	意味・内容の具体性と明確性 ■使命・目的及び教育目的を学則などに具体的に明文化しているか。	A	A	A
1-1-②	簡潔な文章化 ■使命・目的及び教育目的をわかりやすく簡潔に文章化しているか。	A		
1-1-③	個性・特色の明示 ■使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。	A		
1-1-④	変化への対応 ■社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどをを行っているか。	A		
<基準項目全体に係る自己判定の留意点>			A	A
	■使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。			

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
1-1-①	<p>学校法人四天王寺学園（以下「本学園」と略記）は、「寄附行為」第 3 条において、「教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従って、四天王寺開祖聖徳太子が讃仰された仏教の精神を礎として、学校教育を行い、我が国はもとより、国際社会に貢献する有為な人材の育成を目的とする。」と明記している。</p> <p>この「寄附行為」の規定に基づき、「四天王寺大学短期大学部学則」（以下、「学則」という）第 2 条において、「本学は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に則り、深く専門の学術を研究教授し、職業又は実際生活において必要とされる能力を授け、もって仏教精神を修得して人々の幸福のために献身し、豊かな教養とすぐれた知見をもち、我が国はもとより国際社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。」と定めている。</p> <p>この大学の目的を踏まえ、「学則」第 2 条の 2 に基づき、「四天王寺大学短期大学部人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程」を定め、学科ごとに教育研究上の目的を履修要覧や公式ホームページに明記している。</p>

1-1-②	本学の使命及び目的については、学則及び大学院学則において具体性と明確性をもって簡潔に示すとともに、履修要覧や公式ホームページ等において記載しており、その趣旨は一貫したものとなっている。
1-1-③	学部・学科ごとの教育上の目的は、「学則」第2条の2に基づいて「教育研究上の目的」を定めている。 これらの前提として本学園の「建学の精神」は、大乗仏教の利他の精神に根ざしながら、他者への理解と共感を前提に自他ともに個性を發揮しながら調和する「和の精神」の修得と、社会的実践を重んじる教育を旨とするなどを掲げている。 ここに本学の教育の個性・特色を明快に示している。
1-1-④	本学の建学の精神は、時経てなお重要性を維持しているものの、時代の急激な変化と社会の変貌に対応して学生の育成像は見直される必要がある。具体的には、教育研究上の目的、三つのポリシーに基づく学修成果の把握・評価について、教育改革推進本部会議、自己点検・自己評価委員会、学部教授会、教育研究評議会で諮り、教育の改善・向上に取り組んでいる。
長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
	本学の個性・特色を最も表す教育として、1年生全員が必修科目として受講する「和の精神I」「和の精神II」が挙げられる。授業では1,000人以上の学生が一堂に会し、全専任教員、担当職員も参加して実施され、学生はスーツを着用し、静謐な環境の下で授業に臨む。授業は仏教の修行方法の一つである瞑想と写経を中心とした実践を行うとともに、「和の精神」に基づく学園訓の理念とその意義を中心に学修する。また、各授業においても授業開始冒頭には短時間の瞑想を取り入れ、学生が気持ちを落ち着かせるとともに、礼節を重んじ、「和の精神」に基づく日常の心構えと態度を身につける工夫をしている。

3. 改善・向上方策（将来計画）

改善すべき点および向上方策（将来計画）について、学内体制や改善プロセスを示しながら、具体的に記載してください。

項目No.	改善・向上方策（将来計画）《箇条書き》
1-1-④	少子化、人口減少による国内情勢は大きく変化しており、今後、保育科120人、ライフデザイン学科100人の入学定員を満たす志願者確保の見通しが立てられず、健全な学校経営が見込めない。このことから、入学生を確保できる適正な入学定員に変更することとし、本学の収容定員減員を計画している。 また、収容定員を減じても、社会の変化に対応して絶えずこれらを見直すことにより「建学の精神」の具現化を図っていく。

4. 根拠資料

エビデンスの例示を参考に、規程、冊子、ホームページ（URL）など、根拠資料を記載してください。

No.	根拠資料の名称
1	学校法人四天王寺学園寄附行為
2	短期大学部学則
3	ホームページ https://www.shitennoji.ac.jp/about/policy/ (教育 研究上の目的・3つのポリシー等)
4	「和の精神I」「和の精神II」令和5年度シラバス

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点	自己判定	
	<下段>	自己判定の留意点	個別	総合
1-2-①	役員、教職員の理解と支持 ■使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しに役員、教職員が関与・参画しているか。		A	A
1-2-②	学内外への周知 ■使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。			
1-2-③	中長期的な計画への反映 ■使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。			
1-2-④	三つのポリシーへの反映 ■使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映しているか。			
1-2-⑤	教育研究組織の構成との整合性 ■使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備しているか。			

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
1-2-①	本学の使命・目的及び教育目的は「学則」で定めており、改正する場合、学内では短期大学部教授会及び教育研究評議会の審議を経て、学園理事会で承認を得ており、教職員及び役員の理解と支持を得ている。
1-2-②	本学の使命・目的及び教育目的は、本学のホームページにおいて公表するとともに、毎年本学が作成し学外に配布している『CAMPUS GUIDE』にも明記し、広く社会に周知している。学内に対しては、毎年発行される『Campus Diary』に掲載している。 また、1年生を対象とした授業科目「和の精神」において、建学の精神等を周知している。
1-2-③	平成28(2016)年度からの10年間として設定された中長期計画では、学園の使命・目的を明記し、本学の使命・目的である「「和の精神」を持ち、実社会で活躍できる人間形成」を体現するための基本方針を「和のこころを世界へ」と定め、これを達成するために「教育、研究、社会貢献、学生支援、学生募集、管理運営」の6区分の目標・計画を掲げている。 計画実施途中の令和3(2021)年度には、本学の将来ビジョンをより鮮明にするため中長期計画の見直しを行った。中長期計画(改訂版)では、新たな本学全体の将来ビジョンとして「『和の精神』を持ち、時代の変化に応じて積極果敢に活躍し社会を支える人材を育成し続ける。」及び「特色ある教育研究活動を推進するとともに、地域の『知』の拠点として社会に貢献して発展する。」の2つの柱を掲げ、その実現のための5つの戦略(I 広報・募集戦略、II 教育改革戦略、III 学生支援戦略、IV 研究・地域貢献戦略、V 大学運営戦略)を立て、それらの下に目標・計画を設定し、さらに具体的な取組みを推進するためのロードマップを

	策定のうえ、発展期としての活動を開始している。計画期間中は当該ロードマップの進捗状況を年度毎に評価し、改善サイクルを回していくことにより、目標の達成、ビジョンの実現に向けて努めていくこととしている。
1-2-④	<p>本学では、短期大学部全体としての「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）、「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）を定めると同時に、学部・学科ごとの三つのポリシーを定めている。</p> <p>本学のディプロマ・ポリシーは、冒頭に「『和の精神』を持ち、実社会で活躍できる人間形成」と掲げ、養るべき能力として「自己分析・自己研鑽の力」、「豊かな人間性～慈愛の心・利他の精神～」、「社会（組織）で活躍できる力～専門性を基礎として～」の3つをあげている。</p> <p>カリキュラム・ポリシーについても冒頭で「『和の精神』を持ち、社会で活躍できる人間」の育成を目的にするとして、基礎教育科目・共通教育科目・専門教育科目の編成を示している。</p> <p>アドミッション・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえて、「豊かな人間性（慈愛の心・利他の精神）を身につけ、本学で学んだ知識や技能を社会で実践する意欲と目的意識を持つことができること」、「本学の専門分野を学ぶために、高等学校等で修得すべき基礎学力を有し、思考を深めて他者に表現できること」、「多様な文化・価値観を理解し、自ら課題に対して仲間とともに積極的に取組み、自己研鑽に努めることができる」という3要件を掲げている。</p> <p>このように本学の三つのポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえたものである。また、学部・学科ごとに定められた三つのポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえたものとなっている。</p>
1-2-⑤	<p>本学は、昭和32（1957）年の短期大学設立以来、建学の精神に基づき、短大の使命と教育目的を達成するため、時代や社会の変化に対応して教育研究組織を見直し、必要な整備を行ってきた。</p> <p>平成15（2003）年には男子に門戸を拡げて男女共学制をとり、平成20（2008）年には名称を大学と合わせて四天王寺国際仏教大学短期大学部から四天王大学短期大学部に改称して学校法人内での名称統一を図った。</p> <p>令和4（2022）年には生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻をライフデザイン学科に名称変更し、令和5年（2023）年に生活ナビゲーション学科ライフケア専攻を廃止する等、使命、目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。</p>
長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
	特になし

3. 改善・向上方策（将来計画）

改善すべき点および向上方策（将来計画）について、学内体制や改善プロセスを示しながら、具体的に記載してください。

項目 No.	改善・向上方策（将来計画）《箇条書き》
1-2-②	令和6年度のHPリニューアルに合わせて、本学の使命・目的及び教育目的の周知徹底を図る。
1-2-③	令和3（2021）年度から実行している中長期計画（改訂版）については、毎年度の実績を評価・検証して進捗状況を確認しながら改善を図っていくこととしている。また、社会情勢の変化や要請に対応するため、学部、学科等について不断に見直しを行い、教育研究組織の整備等を行っていく。

4. 根拠資料

エビデンスの例示を参考に、規程、冊子、ホームページ（URL）など、根拠資料を記載してください。

No.	根拠資料の名称
1	短期大学部学則
2	教育研究評議会規程
3	学部教授会規程
4	CAMPUS GUIDE (2023)
5	Campus Diary2023
6	建学の精神・沿革 (https://www.shitennoji.ac.jp/about/philosophy/)
7	学校法人四天王寺学園中長期計画
8	四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画（改訂版）－総表－
9	四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画全学版ロードマップ

II. 基準 1 の自己評価＜総評＞

本学の使命・目的及び教育目的は、「学則」に、具体性と明確性をもって文章化されるとともに、大学ホームページ、「CAMPUS GUIDE」、「Campus Diary」において学内外に公表されている。また、この使命・目的及び教育目的は「教育基本法」、「学校教育法」等の法令に適合しております、「建学の精神」と沿革に由来する個性・特色を明示している。また、本学の使命・目的及び教育目的は、中長期計画及び本学の三つのポリシーにも反映している。学部・学科等の教育研究組織についても、「建学の精神」に基づく使命・目的及び教育目的を達成するために、時代の変化に応じて整備を続け現在に至っている。以上により、「基準 1. 使命・目的等」を満たしている。

令和6年度（対象：令和5年）自己点検・評価シート

基準4 教員・職員

I. 自己点検・評価

4-1. 教学マネジメントの機能性

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」

「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点	自己判定	
	<下段>	自己判定の留意点	個別	総合
4-1-①	大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮 ■学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備しているか。		A	
4-1-②	権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築 ■使命・目的の達成のため、規則等を整備し、教学マネジメントを構築しているか。 ■大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。 ■副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。 ■教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。 ■教授会などに意見を聞くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。		A	A
4-1-③	職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性 ■教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。		A	

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
4-1-①	本学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップは確立しており、学長を補佐する副学長、学長補佐、学部長等の体制も整っている。学長が本学の校務に関する最終的な決定権及び責任を有することについては、「学則」第48条第1項第2号に「学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。」と明確に定めている。 学長を補佐し、命を受けて校務を掌る職として、「学則」第48条第1項第3号により副学長2人を置き、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。副学長は全学及び地域連携推進センター担当と高等教育センター担当としており、全学担当は、教学推進にかかる多くの会議で学長とともに出席して意見を述べる。高等教育推進センター担当は、本学の情報教育及びICT活用の推進を図る中心的な役割を担うと同時に、必要な会議で学長とともに出席し意見を述べている。 また、学長を補佐し、命を受けて特定の事項について企画・立案等を行う職として、「学

	<p>則」第48条第1項第4号により、学長補佐1人を置いている。</p> <p>本学の重要事項全般を審議するため「学則」第49条及び「教育研究評議会規程」により、教育研究評議会を置いており、学長自らが議長に就任している。また、学長の求めに応じ本学の運営に関する企画・立案や学内の意見調整を行うため、「学則」第50条及び「大学運営会議規程」により、大学運営会議を置いており、学長が主体的に当該会議の運営に携わって、その意思決定に当たり適切にリーダーシップを発揮している。</p> <p>大学運営において重要な教学マネジメントについては、「教育改革推進本部会議規程」により、教育改革推進本部会議を置いており、学長自らが本部長となって、主体的に当該本部の運営に携わることにより、教学マネジメントにおいて適切にリーダーシップを発揮している。</p>
4-1-②	<p>学長が本学の校務に関する最終的な決定権及び責任を有することについては、「学則」第48条に規定している。</p> <p>また、学長、副学長、学部長、事務局長等を委員として組織する教育研究評議会を「学則」第49条及び「教育研究評議会規程」により置いており、本学の運営上の重要事項について審議を行い、その上で学長が意思決定を行っている。</p> <p>学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどるため、「学則」第48条第1項第3号により副学長を置き、全学及び地域連携推進センター担当と高等教育推進センターを担当する副学長を2人置いている。また、学長を補佐し、命を受けて特定の事項について企画・立案等を行う職として、「学則」第48条第1項第4号により、学長補佐を1人置いている。</p> <p>特に教学マネジメントについては、「教育改革推進本部規程」により、教育改革推進本部を置いている。</p> <p>教育改革推進本部は、教育理念及び教育目標を実現するため、全学的な教育施策の企画・開発、教育活動の継続的な改善を推進し、本学の教育の充実と発展に寄与することを目的として設置しており、学長、副学長、学部長、事務局長等の委員で構成している。</p> <p>教授会については、「学校教育法」第93条第2項及び第3項に定めるところに従い、学長に対し意見を述べるものであることを「学部教授会規程」において、明らかにしている。</p> <p>教授会においては、学生の入学、卒業、学位授与、その他学長が定める教育研究に関する重要事項について、各関係事項を会議に付議し、必要な審議を行っている。</p> <p>教授会の審議事項のうち、教学に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについては、「学部教授会規程」において定めている。</p> <p>学生の懲戒に関しては、「学校教育法施行規則」第26条第5項の規定に従い、学長が定める手続について、「学生の懲戒等に関する規程」を制定し、これにより学生の懲戒に係る所定の手続き等を定めている。</p> <p>短期大学学部長は、「学則」第47条第3項及び第48条第1項第5号、短期大学部の学科長は「組織・分掌規程」第7条の5により、短期大学部、学科の運営責任者として、円滑に運営することとしている。</p>
4-1-③	<p>教学マネジメントに関する組織として「組織・分掌規程」に基づき教務部や学生支援センター等の部やセンターを設置するとともに、その事務を担当する事務局各課が置かれている。各部、センターでは、教員を中心とする部長、センター長と各課長が教職協働で業務にあたっている。</p> <p>事務局には、常務理事及び学長の命により事務局を統括する職として、「組織・分掌規程」第15条により、事務局長を置いている。また、事務局長を補佐する「組織・分掌規程」第16条により、1人の次長を置き教学マネジメントが有効に機能するよう事務体制を構築している。</p> <p>教学マネジメントに関連した主な委員会としては、教育改革推進本部会議や教務委員会、学生支援委員会、教職支援委員会、教員養成カリキュラム委員会、グローバル委員会、入試・広報委員会等、各種委員会等を設置しているが、その委員には教員とともに担当課長等の事務職員も構成員となっている。</p>
長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
	特になし

3. 改善・向上方策（将来計画）

改善すべき点および向上方策（将来計画）について、学内体制や改善プロセスを示しながら、具体的に記載してください。

項目 No.	改善・向上方策（将来計画）《箇条書き》
	<p>学長がリーダーシップを発揮するための教学に関する学長の補佐体制については、副学長及び学長補佐を配置するとともに、学長が意思決定を行うに当たり、自ら議長になって運営する教育研究評議会が、本学の重要事項について審議する体制をとっている。教授会は、規程により法令に定められている機能を担っており、学部長、学科長等は、所管する各組織の円滑な運営に携わっている。また、教学に関する関係各委員会が企画・実施を担っており、教員と職員が協働して業務を行う体制がとられている。</p> <p>今後、本学の教学マネジメントを確実に機能させていくために、学長が本部長である教育改革推進本部において関係事項の改善に係る基本的な方針を示し、学内関係各組織の取組みを推進することにより、学長のリーダーシップがさらに発揮されるようにしていくこととする。</p>

4. 根拠資料

エビデンスの例示を参考に、規程、冊子、ホームページ（URL）など、根拠資料を記載してください。

No.	根拠資料の名称
1	短期大学部学則
2	組織・分掌規程
3	教育研究評議会規程
4	大学運営会議規程
5	教育改革推進本部規程
6	学部教授会規程
8	学生の懲戒等に関する規程
10	教務委員会規程
11	学生支援委員会規程
12	教職支援委員会規程
13	教員養成カリキュラム委員会規程
14	グローバル委員会規程
15	入試・広報委員会規程

4-2. 教員の配置・職能開発等

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点 自己判定の留意点	自己判定	
	<下段>		個別	総合
4-2-①	教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置		A	A

	■大学及び大学院に必要な教員を確保し、適切に配置しているか。 ■教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。		
4-2-②	FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施 ■FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。	A	

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》																																																				
	・教員配置状況（令和5年5月1日現在）																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">短期大学士課程</th> <th rowspan="2">学部・学科等の名称</th> <th colspan="5">専任教員等</th> <th rowspan="2">基準数 うち教授数</th> </tr> <tr> <th>教授</th> <th>准教授</th> <th>講師</th> <th>助教</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフデザイン学科</td> <td>2人</td> <td>1人</td> <td>3人</td> <td>1人</td> <td>7人</td> <td>5人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>保育科</td> <td>6人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>0人</td> <td>12人</td> <td>10人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>(短期大学部全体の収容定員に応じた教員数)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8人</td> <td>4人</td> <td>6人</td> <td>1人</td> <td>19人</td> <td>19人</td> <td>7人</td> </tr> </tbody> </table>								短期大学士課程	学部・学科等の名称	専任教員等					基準数 うち教授数	教授	准教授	講師	助教	計	ライフデザイン学科	2人	1人	3人	1人	7人	5人	2人	保育科	6人	3人	3人	0人	12人	10人	3人	(短期大学部全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	4人	2人	計	8人	4人	6人	1人	19人	19人	7人
短期大学士課程	学部・学科等の名称	専任教員等					基準数 うち教授数																																														
		教授	准教授	講師	助教	計																																															
ライフデザイン学科	2人	1人	3人	1人	7人	5人	2人																																														
保育科	6人	3人	3人	0人	12人	10人	3人																																														
(短期大学部全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	4人	2人																																														
計	8人	4人	6人	1人	19人	19人	7人																																														
4-2-①	<p>教員の採用・昇任の手続きは、「教育職員の選考手続に関する規程」に則って行われる。また「教育職員選考基準」及び「教育職員人事委員会規程」に基づき、本学の建学の精神を遵守できる人物であることを前提に、人格、識見、学歴、職歴、教育上の能力、研究上の業績等の資格審査を行っている。</p> <p>募集及び採用については、公募により行っている。教員の採用を希望する学部・研究科は、担当授業科目・職位・年齢等についての提案を学長に提出し、学長は常務理事と協議して、採用が必要と判断した場合は、教育職員人事委員会の審議を経て、公募を開始する。提出された応募書類をもとに、当該の学部長・研究科長及び関係する学科・専攻教員をもって構成する教員資格審査会で審査を行い、学長に報告する。採用候補者については、常務理事、学長等による面接も行う。面接を終えた採用候補者及び学長の決定した昇格候補者は理事長に報告され、理事長が採用・昇格を決定する。</p>																																																				
4-2-②	<p>教育方法等の工夫・開発と効果的な実施については、FD委員会において検討・審議している。FD委員会は、学科・コースごとに選出されたFD委員と高等教育推進センター長・副センター長、センター職員により構成している。なお、主な活動としては、学生による授業評価アンケートや相互授業参観の実施、FD・SD報告書の作成等を行っている。</p> <p>教員は自らの授業方法の効果を「学生による授業評価アンケート」で測っている。原則としてアンケートは全科目について、夏学期・冬学期の第14・15週目に実施している。自由記述も設定しており、学生への教育効果を的確につかむことができる。教員は、担当する授業科目ごとにアンケート結果をふり返った「改善コメント」を作成して提出する。</p> <p>アンケート結果は、FD委員会や教育改革推進本部会議に報告される。これらを踏まえて、各教授会や各学科会議等で検討し、授業や教育の改善を図っている。学生や教職員にはアンケート結果を閲覧できるよう、公式ホームページに「全体集計結果」を、学内ホームページに「授業毎の数値結果一覧」および「改善コメント」を公開している。</p> <p>また、冬学期には教職員による「相互授業参観」を実施している。原則として、全専任教員は参観対象授業を1つ届け出て、参観対象授業の一覧が教員だけでなく事務職員にも公表される。希望すれば非常勤講師も参観できるようにしている。参観者は授業参観後、「参観シート」を提出することとしており、授業担当者はそのコメントを授業改善の参考にしてい</p>																																																				

	<p>る。授業科目ごとや学科・コースごとに合評会が行われる場合もある。このようにして教職員は、新しい取組みを実施している授業や興味のある授業があれば、授業参観することができ、教職員が相互に意見交換できる場も整えられている。</p> <p>令和3年度までは、FD研修会と事務局全体研修会（SD研修会）を別々に実施していたが、教育職員・事務職員が連携して今後取り組むべき課題を発見し、社会の変革に対応し、時代に則した教育を展開できる能力・資質を向上させることを目的とする教育職員・事務職員を対象とした「FD・SD研修会」を令和4年度より開催した。令和5年度は、令和6年2月および3月に合計3回の研修会を実施したが、うち1回を「FD・SD研修会」、2回を「FD研修会」として実施した。</p> <p>教員のICTを用いた教育方法の活用を促進するために、教員に対するICT講習会も充実させている。令和5(2023)年度は、対面とオンラインによるハイブリッド形式で1回、オンライン形式で1回、対面形式で2回の計4回実施した。「テキストマイニング」や「生成AI」に関することなどアンケート分析や今後の授業改善等に役立つ最先端の内容の講習会を実施した。</p> <p>また、令和5年度に採用された教員を対象に、教育力の向上と教員相互の互恵的関係の構築について支援を行い、とりわけ大学での教育歴の短い新規採用教員の自立の助けを目的とし「新着任教員研修」を計6回の研修会を実施した。</p> <p>これらの取組みは、年度ごとに刊行される「FD・SD報告書」に掲載される。報告書には大学で実施された研修会のほか、学科・コースごとのページが割かれ、本学の仏教教育や学修支援の活動等も掲載しており、大学ホームページからもダウンロードできる。</p>
長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
	特になし

3. 改善・向上方策（将来計画）

改善すべき点および向上方策（将来計画）について、学内体制や改善プロセスを示しながら、具体的に記載してください。

項目 No.	改善・向上方策（将来計画）《箇条書き》
4-2-①	令和4(2022)年10月に大学設置基準が改正されたことから、「基幹教員制度」の導入が喫緊の課題である。については、複数大学と協同して、クロスマーチントメント制度を整備する等、大学教育の質保証・向上に資するべく、教員組織の編成に努める。
4-2-②	ICT講習会を令和5年度は年間4回実施したが、参加者が合計37人に留まっている。ICTを用いた教育方法の活用が高まる中、より多くの教員の参加を促すような講習テーマの設定や内容の充実を図る必要があり、令和6年度の講習内容・時期等を検討中である。 相互授業参観について、令和5年度までは毎年冬学期に実施していたため、夏学期開講の授業を参観する機会がなく偏りがあった。これを解消するため、令和6年度より夏学期、冬学期交互に隔年実施することとした。

4. 根拠資料

エビデンスの例示を参考に、規程、冊子、ホームページ（URL）など、根拠資料を記載してください。

No.	根拠資料の名称
1	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
2	令和5年度夏学期授業評価アンケート実施結果 analytics R5 summer.pdf (shitennoji.ac.jp)
3	令和5年度相互授業参観公開授業一覧

4	令和5年度ICT講習会実施一覧
5	FD・SD報告書

4-3 職員の研修

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段> <下段>	評価の視点	自己判定	
		自己判定の留意点	個別	総合
4-3-①	SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み ■職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。		A	A

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
4-3-①	令和5年度の事務局全体研修会は、令和6年1月31日（水）13:15～14:45に講演会を実施した。テーマは「生成系AI時代に求められるリテラシー～AI・データサイエンスの知識・スキルは理系だけのものではない！」であった。出席139人（職員81人、教員58人）、欠席者は後日動画視聴をした（職員20人、教員9人）。四天王寺大学において、業務を行う際にChatGPTによる効率的な書類作成や、授業で生成AIとの対話的な学び等、その可能性を実感することができた。 「研修・教育訓練」については、本年度昇格者、若手職員・新入職員を重点に階層別研修や専門分野別研修に参加した。主に外部機関が実施する研修を活用した新社会人研修やリーダーシップ・マネジメント研修、大学事務に必要なスキルアップ研修を受講することで、事務職員に求められる資質の向上に努めた。なお、重点対象者以外の受講者も含めて、のべ33人が受講をした。
	長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの
	特になし

3. 改善・向上方策（将来計画）

改善すべき点および向上方策（将来計画）について、学内体制や改善プロセスを示しながら、具体的に記載してください。

項目 No.	改善・向上方策（将来計画）《箇条書き》
	特になし

4. 根拠資料

エビデンスの例示を参考に、規程、冊子、ホームページ（URL）など、根拠資料を記載してください。

No.	根拠資料の名称
1	令和5年度 FD・SD 研修会の開催について

4-4. 研究支援

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段> <下段>	評価の視点 自己判定の留意点	自己判定	
			個別	総合
4-4-①	研究環境の整備と適切な運営・管理 ■快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。		A	A
4-4-②	研究倫理の確立と厳正な運用 ■研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。		A	A
4-4-③	研究活動への資源の配分 ■研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか。		A	A
	<基準項目全体に係る自己判定の留意点>		A	A
	■研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。			

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
4-4-①	<p>研究環境の整備として、専任教員には全員に個人研究室（看護学部助教には共同研究室）を整備しており、各研究室には机、椅子、テーブル、書架、ロッカー、パソコン、プリンター等を備え付けている。</p> <p>また、専任教員の教育・研究・学術水準の向上を図るために、「教育職員研修規程」に基づいて、長期（12ヶ月）もしくは短期（6ヶ月）の海外研修、国内研修、一般研修を認めている。研修期間中は通常負うべき一切の業務を免除されて研究・調査に専念することができる。</p> <p>研究活動を支援するために、事務局地域連携・研究推進課に研究活動の支援を担当する職員を配置し、関係業務全般を担当するとともに、日常的に研究者へのサポートを行っている。また、研究活動を推進するため、研究・地域連携推進委員会を設置し、研究活動に関する規程等の改正や情報共有及び意見交換を実施するなど、支援体制を整備している。</p>
4-4-②	<p>本学は、研究者が学術研究の信頼性と公正性を確保した上で、適正に研究を進めるため、「研究活動上の行動規範」及び「研究倫理規程」を定めている。</p> <p>また、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、研究活動における不正行為及び公的研究費の不正使用を防止するため「研究活動の不正行為防止規程」及び「公的研究費の不正使用防止等に関する規程」を制定し、不正防止のための方策を定めている。</p> <p>さらに、公的研究費の不正使用防止については、統括管理責任者を室長とする「研究費不正使用防止推進室」を設置し、不正発生要因に応じた防止策を「公的研究費不正使用防止計画」に定めるとともに、防止策の推進等を行っている。</p>

	<p>不正防止のための責任体制については、「研究活動の不正行為防止規程」及び「公的研究費の不正使用防止等に関する規程」により、最高管理責任者を学長とするとともに、公的研究費の運営・管理については、統括管理責任者に事務局長、コンプライアンス推進責任者に各部局の長を充て、研究倫理教育責任者については学長が指名する副学長、副責任者には各部局の長を充てている。</p> <p>これらの体制のもと、本学において、公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正に当たるか等、不正防止対策に関する理解や意識を高めるためにコンプライアンス教育や啓発活動を実施するとともに、研究者に求められる倫理規範修得のために、研究倫理eラーニングや研究倫理研修会等の研究倫理教育を実施している。令和5年度は、大学全体として外部講師を招聘し、「デジタル時代の『研究の公正性』と人文学・社会科学」と題してオンライン形式での研究倫理研修会も実施した。</p> <p>また、教員が企業、団体等との産官学連携活動を行う上での利益相反によって研究者としての公正性が失われることを防止するため、「利益相反マネジメント規程」を策定し、利益相反委員会による審査を実施、必要な場合には勧告等を行うこととしている。</p> <p>さらに、本学において研究者が人を対象とする研究を実施する場合、「研究倫理審査委員会規程」に基づいて「研究倫理審査委員会」を設置し、研究対象者及びその関係者の人権を擁護するために、当該研究が倫理的、法的、社会的に適正に実施されるか否かを審査している。</p> <p>研究倫理審査委員会は、同規程第3条による委員（①医学・医療の専門家等、自然科学の有識者で学長が指名した者、②倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者で学長が指名した者、③研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べなければならない者で学長が指名した者、④本学に所属しない者複数名、⑤その他、学長が必要と認めた者）で構成している。同委員会は、原則として隔月に1回開催し、文部科学省・厚生労働省・経済産業省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づいた倫理審査を行っている。</p> <p>なお、研究倫理に関する規程等については、本学ホームページ「公正な研究活動の推進」において学内外に周知・公表している。</p>
4-4-③	<p>本学独自の研究助成制度として、研究者による科学研究費助成事業（科研費）への申請を奨励し、本学全体の研究活動の活性化及び科研費の採択率向上を目的として、学内研究支援奨励金制度を設けている。</p> <p>また、本学における学術研究を推進し、研究者の研究業績及び教育実践の向上を目的として共同研究助成制度を設け、「共同研究推進規程」に基づき専任教員が学内又は学外の研究者等と行う共同研究を助成している。</p> <p>さらに、本学における学術研究を推進し、研究成果を社会に還元することを目的として、教員が学術研究を内容とする著作を出版する場合の出版助成も行っている。</p> <p>この他、研究活動のための外部研究資金の獲得の支援を目的として、令和4年度より「科研費申請書添削WEBシステム」及び「外部資金獲得のための動画講座WEBシステム」を導入、科研費申請書の添削支援、申請書の構築方法や種目別のアプローチ方法等の動画講座の配信を実施している。その他、科研費や各種団体等の助成金への申請を奨励し、本学へ届いた公募情報を、IBUポータルやメール等にて教員に周知している。</p>
長所・特色《箇条書き》	*先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの
	特になし

3. 改善・向上方策（将来計画）

改善すべき点および向上方策（将来計画）について、学内体制や改善プロセスを示しながら、具体的に記載してください。

項目No.	改善・向上方策（将来計画）《箇条書き》
4-4-②	「科研費申請書添削WEBシステム」「外部資金獲得のための動画講座WEBシステム」ともに利用者の科研費申請率が高く、科研費獲得に意欲的な教員に対する支援としては一定の効果を上げている。

	<p>しかし、利用者数が少ないため、両システムによる具体的な支援内容の周知、及び科研費等外部資金獲得の重要性に関する意識付けを研究者に対して行うことが必要。</p> <p>そのため、全教員を対象とした科研費に関する説明会やセミナー等を開催し、科研費等外部資金獲得に向けた情報提供及び意識付けを行うとともに、本学における採択課題の科研費申請書の閲覧を可能とし、外部資金獲得の推進を図る。</p>
--	--

4. 根拠資料

エビデンスの例示を参考に、規程、冊子、ホームページ（URL）など、根拠資料を記載してください。

No.	根拠資料の名称
1	教育職員研修規程
2	研究・地域貢献推進委員会規程
3	研究活動上の行動規範
4	研究倫理規程
5	研究活動の不正行為防止規程
6	公的研究費の不正使用防止等に関する規程
7	公的研究費不正使用防止計画
8	コンプライアンス教育実施報告書
9	e ラーニング受講状況
10	研究倫理研修会チラシ
11	利益相反マネジメント規程
12	研究倫理審査委員会規程
13	大学ホームページ「公正な研究活動の推進」 https://www.shitennoji.ac.jp/about/koueki/
14	学内研究支援奨励金取扱要領
15	共同研究推進規程
16	出版助成に関する規程
17	科研費申請書添削支援のご案内
18	外部資金獲得のための動画講座

II. 基準4の自己評価<総評>

大学の意思決定と教学マネジメントで、学長のリーダーシップを適切に発揮できるよう規程と組織は整えられており、権限の適切な分散と責任・役割も明確に配慮した教学マネジメント体制を構築している。

教員採用については、各学部・学科の教育目的や教育課程に即した採用・昇任が規程に基づき実施しており、教員配置については、大学設置基準に則り、適切に配置している。また、FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発の取組みも積極的に実施しており、同様に SD をはじめとする職員の資質・能力向上の取組みも適切に実施している。

研究環境は、設備面、資金面ともに整備され、適切に運営・管理が行われている。研究倫理については、関係諸規程を整え、厳正に運用し、研究倫理教育も研修等を充実させて教員が安心して研究を進めることができる環境を整えている。また、研究活動への資源も適切に配分しており、科研費等の外部資金獲得のための学内支援も充実させている。

以上により「基準4. 教員・職員」を満たしている。

令和 6 年度（対象：令和 5 年）自己点検・評価シート

基準 5	経営・管理と財務
------	----------

I. 自己点検・評価

5-1. 経営の規律と誠実性

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」

「D：実行していない」の 4 段階で記載してください。

項目 No.	<上段> 評価の視点	自己判定	
	<下段> 自己判定の留意点	個別	総合
5-1-①	経営の規律と誠実性の維持 ■組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。 ■情報の公表を、法令等に基づき適切に行っているか。	A	A
5-1-②	使命・目的の実現への継続的努力 ■使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。	A	
5-1-③	環境保全、人権、安全への配慮 ■環境や人権について配慮しているか。 ■学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。	A	

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
5-1-①	<p>本学を経営する学校法人四天王寺学園は、「寄附行為」に基づき、最高意思決定機関である理事会が評議員会の意見を聴きながら適正に運営している。第 3 条には「この法人は、「教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従って、四天王寺開祖聖徳太子が讃仰された仏教の精神を礎として、学校教育を行い、我が国はもとより、国際社会に貢献する有為な人材の育成を目的とする。」とあり、本法人が、法律と建学の精神に基づいて教育目的を掲げ、誠実に運営することを謳っている。法人は、第 16 条に基づいて理事会を置き、第 22 条に基づいて理事長の諮問機関として評議員会を置いている。理事会及び評議員会は、「寄附行為」に基づいて適切に運営している。原則として、理事会は年 11 回、評議員会は年 3 回開催され、会議の内容は理事である常務理事、学長が本学教職員へ適切に報告している。</p> <p>法人の運営は、監事による法人の運営状況に係る監査の実施や、会計監査人と連携して会計監査を適切に実施しており、監事の監事監査報告書において、「寄附行為」に反する重大な事実がないことを明確に表明し、適正に実施している。</p> <p>また、令和 2 (2020) 年 4 月には、「四天王寺大学ガバナンス・コード」を策定し、法人と大学の関係及び役割をより明確にした。このガバナンス・コードは、健全な学校法人運営に取組み、高等教育の発展に寄与することを宣言しており、大学ホームページで公表している。</p>
5-1-②	法人の使命・目的を達成するために、本学園全体の中長期計画として「学校法人四天王寺学園中長期計画」を策定している。ここでは「学園の使命」と並んで、令和 4 (2022) 年に創立 100 周年を迎えるにあたっての「将来ビジョン～2022 年（令和 4 年）創立 100 周年を迎える本学園のさらなる発展を目指して～」も掲げている。すなわち「聖徳太子の仏教精

	<p>神による人格形成のための教育の具現化」のため、「聖徳太子の仏教精神に基づいた社会貢献できる人間の育成」「教育、学問のさらなる発展と創造を追究する研究活動の展開」「教育研究活動の積極的な発信と地域・社会における学園としての価値の向上」の3項目を定めている。法人はこの計画に基づいて事業計画を策定し、評議員会において評議員からの意見を聴き、理事会で決定し執行している。執行した結果は「事業報告書」にまとめ、理事会での審議、承認を経て評議員会で報告している。各年度の事業報告書は大学ホームページで公表している。</p> <p>この中長期計画（改訂版）の中で本学は、「将来ビジョン」に基づいて、5つの戦略（戦略Ⅰ. 広報・募集戦略、戦略Ⅱ. 教育改革戦略、戦略Ⅲ. 学生支援戦略、戦略Ⅳ. 研究・地域貢献戦略、戦略Ⅴ. 大学運営戦略）を掲げ、使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。</p>
5-1-③	<p>＜環境保全への配慮＞</p> <p>本学では、地球温暖化対策としてクールビズの実施、集中管理による空調の ON・OFF とこまめな温度設定、エネルギー使用に関する啓発活動、照明の LED 化等によって、消費電力の抑制に努めている。また 文書のペーパーレス化や古紙等のリサイクルにより、資源の節約や有効活用に取り組んでいる。</p> <p>＜人権への配慮＞</p> <p>「本学における人権・同和教育の基本方針」に基づき、カリキュラムには基本教育科目に「現代社会と人権」を設けて卒業必修単位としている。教職員に対しては、人権研修会や講演会を定期的に開催して人権啓発に努めている。こうした取組みは、学長を委員長とする人権・同和推進委員会で企画・審議している。総務課に人権担当職員を配置し、学外研修等を通して情報収集も行っている。</p> <p>ジェンダーや LGBTQ の問題については、「性の多様性についての本学の基本指針」を策定して、性の多様性を尊重し性別による区別を行わないこと等を周知しており、大学ホームページにも掲載している。障害のある学生に対しては、「障害学生の修学等の支援に関する規則」に基づいて学生受け入れを行い、「障がい学生支援ガイドライン」に沿って支援体制を整えている。施設のバリアフリー化にも取り組んでおり、点字ブロックも継続的に設置を続けている。多目的トイレもほぼすべての施設に設置している。</p> <p>個人情報保護については、「個人情報の保護に関する規程」を定めて、学長を委員長とする個人情報保護委員会が具体的な対象や取り扱い等について審議している。特定個人情報等については「特定個人情報取扱規程」を定めて運用している。</p> <p>学生や教職員の間のハラスメント行為については、「ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、「ハラスメントの解決ならびに各種委員会等に関する細則」に基づいて置かれた防止委員会が発生防止に努めている。ハラスメント事案が発生した場合には、前記細則に基づく相談員や対策委員会をはじめとする各種委員会が対応にあたっている。</p> <p>＜安全への配慮＞</p> <p>災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的として、令和元（2019）年 12 月に「四天王寺大学防火・防災消防計画（以下「防災計画」という。）」を策定した。防災計画では、平常時と緊急時の組織、予防的事項、応急対策的事項、教育訓練について定めている。</p> <p>本学では防災計画に基づき、地震や火災発生等を想定した総合防災訓練及び安否確認訓練を毎年実施しており、教室からの避難誘導、負傷者の搬送訓練、消火栓・消火器を使った消火訓練を実施し、全学的な安全への取組みを行っている。建屋には避難経路を明示するとともに、各教室には「地震時の避難について」のマニュアルを英語版も併せて設置し、授業時に（外国人も含めた）教員が迅速に学生を誘導できるようにしている。</p> <p>また、令和 5 年 3 月に本学の事業継続計画（BCP）を策定し、災害等への対策を図った。</p> <p>この他、学内各所には防犯カメラを設置し、AED（自動体外式除細動器）は学内 7 箇所に設置し、「Campus Diary」内のキャンパスマップにも設置場所を記載して、学生、教職員への安全に配慮している。</p>
長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	

	特になし
--	------

3. 改善・向上方策（将来計画）

改善すべき点および向上方策（将来計画）について、学内体制や改善プロセスを示しながら、具体的に記載してください。

項目 No.	改善・向上方策（将来計画）《箇条書き》
5-1-②	法人の中長期計画に基づく大学の中長期計画について、認証評価の結果を踏まえるとともに、数値目標等も盛り込んだ具体的な計画として策定して、使命・目的の実現に努めていく。環境保全、人権、安全への配慮については、多様性と包摂性のあるキャンパスの実現に向けて、施設の改善や制度や規程の整備を継続的に取り組んでいく。

4. 根拠資料

エビデンスの例示を参考に、規程、冊子、ホームページ（URL）など、根拠資料を記載してください。

No.	根拠資料の名称
No.	根拠資料の名称
1	学校法人四天王寺学園寄附行為
2	監事監査報告書
3	四天王寺大学ガバナンス・コード
4	学校法人四天王寺学園中長期計画
5	四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画（改訂版）－総表－
6	障害学生の修学等の支援に関する規則
7	障がい学生支援ガイドライン
8	個人情報の保護に関する規程
9	特定個人情報取扱規程
10	ハラスメントの防止等に関する規程
11	ハラスメントの解決ならびに各種委員会等に関する細則
12	防火・防災消防計画
13	四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部事業継続計画（BCP）
14	危機管理マニュアル
15	Campus Diary 2023

5-2. 理事会の機能

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点	自己判定		
	<下段>		自己判定の留意点	個別	総合
5-2-①	使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性			A	A

	<p>■使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。</p> <p>■理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っているか。</p>		
--	---	--	--

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
5-2-①	<p>本学を経営する学校法人四天王寺学園は、理事会を中心に使命・目的の達成に向けて意 愿決定を行う体制を整備し、理事の選任や事業計画の確実な執行等、理事会の運営を適切に行っている。</p> <p>理事の選任については、私立学校法に基づき、「寄附行為」第5条及び第6条において、理事の人数と選任区分を定め、適切に運用している。定数は、8人以上12人以内とし、そのうち第1号理事を1人、第2号理事を2人以上3人以内、第3号理事を1人以上2人以内、第4号理事を1人、第5号理事を3人以上5人以内とし、現員は、第1号理事1人、第2号理事3人、第3号理事1人、4号理事1人、5号理事5人の計11人である。11人のうち7人が外部理事であり、学内外の多様な意見を取り入れる構成となっている。</p> <p>理事長は、理事のうち宗教法人四天王寺代表役員の職にあるものが就任して、法人を代表して業務を処理している。また、「寄附行為」第6条第1項第2号理事の中で理事長から指名された常務理事は、あらかじめ理事会で決定された法人の日常業務を執行している。さらに、「寄附行為」第6条第1項の第2号理事から第5号理事の中から理事長は担当理事を指名し、理事会の決定した法人の運営する各学校のうち特定の学校の日常業務を執行させており、本学は、学長が担当理事として日常業務にあたっている。</p> <p>理事長を議長とする理事会は、「寄附行為」第16条、第17条等に基づき、適切に運営している。理事会は、予算・事業計画・中長期計画、決算・事業の実績・事業報告書、資産の管理及び処理、基本金の組入計画とその変更、「寄附行為」及び学則等の制定・改廃、監事候補者の選出、評議員の選任、その他法人の業務に関する重要事項を審議している。</p> <p>理事会は、8月を除く毎月1回で年11回開催しており、令和3(2021)年度の理事会の出席状況(実出席率)は99.17%であり良好である。また、理事会の開催に際しては、事前に書面案内による議題と出欠確認を適切に行っており、理事が欠席する場合は、「書面表決状」により、あらかじめ各議案に対する賛否の意思表示ができるとしている。</p>
長所・特色《箇条書き》	*先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの
	特になし

3. 改善・向上方策(将来計画)

改善すべき点および向上方策(将来計画)について、学内体制や改善プロセスを示しながら、具体的に記載してください。

項目 No.	改善・向上方策(将来計画)《箇条書き》
5-2-①	令和元(2019)年の私立学校法の改正で理事長以下理事の責務が明確となり、監事の機能も強化されたことに伴い、本法人も理事会の機能の充実に取り組んできた。その結果、理事会は学園の使命・目的の達成のために意思決定のできる組織としてよく機能している。今後も、大学の現状を共有し、多角的な意見を踏まえて迅速かつ的確な経営判断ができるよう、理事会の統括を維持していく。

4. 根拠資料

エビデンスの例示を参考に、規程、冊子、ホームページ（URL）など、根拠資料を記載してください。

No.	根拠資料の名称
1	学校法人四天王寺学園寄附行為
2	理事会議事録
3	理事会の開催状況（過去3年分）

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段> 評価の視点 <下段> 自己判定の留意点	自己判定	
		個別	総合
5-3-①	法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ■ 意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。 ■ 理事長がリーダーシップを發揮できる内部統制環境を整備しているか。 ■ 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。 	A	
5-3-②	法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性 <ul style="list-style-type: none"> ■ 法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。 ■ 監事の選任を適切に行っているか。 ■ 監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。 ■ 監事は、監事の職務を適切に行っているか。 ■ 評議員の選任を適切に行っているか。 ■ 評議員会の運営を適切に行っているか。 ■ 評議員の評議員会への出席状況は適切か。 	A	

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
5-3-①	本学園の最高意思決定機関である理事会は、法人の置く各学校の実状を踏まえた審議を行っており、予算、事業計画等の重要事項については、評議員会での意見を聴き決議している。理事会には本学を担当する常務理事と学長が理事として出席している。また、常務理事、学長は評議員も兼ねており、評議員会へも出席している。 常務理事は、本学に常駐して教育研究評議会、大学運営会議等の重要会議にも出席し、各管理機関や教職員の意見や声を直接聴取している。そして、理事会において大学の現状や大学の意思決定について、担当理事である学長とともに直接説明している。理事会の審議内容

	<p>や評議員会での示された意見は教職員へ報告しており、法人と大学の意思疎通と連携は適切に行っている。</p> <p>理事長は常務理事及び各学校の担当理事を指名して日常業務を執行させている。また、理事会を招集して議長を務め、法人の重要事項の審議・決定において主導的な役割を果たしている。以上のことから、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。教職員の提案等は、教授会、各種委員会、事務局連絡会等において審議または報告され、その後、教育研究評議会や大学運営会議において審議・報告している。また、部局における提案の中で重要事項については、「稟議規程」に基づき、理事長の決裁を受けることとしており、教職員の意見を汲み上げる仕組みも整備している。</p>
5-3-②	<p>法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能は、監事及び内部監査室による監査機能と評議員会によって体制を整備し、適切に機能している。これらの体制は、「寄附行為」はもとより、令和 2 (2020) 年に定めた「四天王寺大学 ガバナンス・コード」では、監事の職務や権限、評議員会及び評議員の役割等を明確化している。</p> <p>監事は「寄附行為」第 5 条及び第 7 条に基づき、評議員会の同意のもとで 2 人又は 3 人が選任される。現在は、弁護士及び税理士の各 1 人計 2 人を選任している。監事は、法人の業務及び財産の状況、理事の業務状況等を監査し、内部監査室とも連携して内部監査報告を受けている。そして理事会及び評議員会に出席して、業務や財産の状況について意見を述べている。令和 5 (2023) 年度の監事の理事会出席率は 100%、評議員会出席率は 100% となっている。監事と内部監査室は、年 3 回開催する監事会において、法人の運営等に関する意見交換を行い、監事機能の強化を図っている。</p> <p>法人は「内部監査規程」第 6 条に基づき、業務監査及び会計監査を実施している。令和 5 (2023) 年度は、四天王寺大学、四天王寺高等学校、同中学校、四天王寺東高等学校、同中学校、四天王寺小学校を対象に計 3 回監査を行い、監査結果は、理事長へ報告している。評議員会は「寄附行為」第 22 条に基づき運営している。評議員の選任については、私立学校法に基づき、「寄附行為」第 26 条第 1 項において、評議員の人数と選任区分を定め、適切に運用している。定数は、25 人以上 28 人以内とし、そのうち第 1 号評議員を 7 人、第 2 号評議員を 3 人以上 4 人以内、第 3 号評議員を 4 人以上 5 人以内、第 4 号評議員を 1 人、第 5 号評議員を 8 人以上 9 人以内とし、現員は、第 1 号評議員 7 人、第 2 号評議員 4 人、第 3 号評議員 4 人、4 号評議員 3 人、5 号評議員 8 人の計 26 人である。</p> <p>評議員会は、理事長が議長となり、毎年 3 月、5 月、10 月の年 3 回招集しており、法人の業務、財産の状況、役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、その質問に答えている。特に、理事長は、予算や事業計画、決算及び事業の実績をはじめとする法人の業務に関する重要な事項については、「寄附行為」第 24 条及び第 37 条等に基づきあらかじめ評議員会に意見を聞くこととしている。</p> <p>令和 5 (2023) 年度の評議員会の出席状況（実出席率）も 85.2% と良好であり、適切な評議員会の運営を行っている。</p>
長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
	特になし

3. 改善・向上方策（将来計画）

改善すべき点および向上方策（将来計画）について、学内体制や改善プロセスを示しながら、具体的に記載してください。

項目 No.	改善・向上方策（将来計画）《箇条書き》
5-3	令和元（2019）年の私立学校法改正に伴い、監事機能の強化が求められ、学内規則を整備し、適切に対応している。また、令和 3(2021)年 3 月の学校法人のガバナンスに関する有識者会議による提言では、評議員会のチェック・監督機能の強化や監事の独立性の強化といった方向性が示され、監事及び評議員会に求められる役割が一層大きくなっている。

	本学では、令和 2 (2020) 年に定めた「四天王寺大学 ガバナンス・コード」でも表明しているとおり、評議員会と監事それぞれの機能を強化する中で、今後も機動的な意思決定と公共性の確保を図りながら、適切な法人運営のあり方を追求していく。監事による監査及び内部監査については、引き続きチェックを強化して、一層充実した監査を行っていく。 令和 5 (2023) 年の私立学校法改正、令和 7 (2024) 年施行に伴う、寄附行為変更及び内部統制システムの整備について対応していく。
--	---

4. 根拠資料

エビデンスの例示を参考に、規程、冊子、ホームページ（URL）など、根拠資料を記載してください。

項目 No.	根拠資料の名称
1	常務理事の職務権限規程
2	教育研究評議会議事録
3	大学運営会議議事録
4	稟議規程
5	四天王寺大学ガバナンス・コード
6	内部監査規程
7	監事監査報告書
8	学校法人四天王寺学園寄附行為
9	評議員会の出席状況（過去 3 年分）
10	評議員会議事録

5-4. 財務基盤と収支

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記載してください。

項目 No.	<上段> 評価の視点 <下段> 自己判定の留意点	自己判定	
		個別	総合
5-4-①	中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立 ■中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。	A	
5-4-②	安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保 ■安定した財務基盤を確立しているか。 ■使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを保っているか。 ■使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。	B	B

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
5-4-①	<p>平成 28 (2016) 年度に 10 年間の中長期予算による収支計画を作成して、単年度事業を予算計画に連動させ予算案を立案した。</p> <p>しかし、令和 2 (2020) 年度に計画の 5 年目を迎えて、急速な少子高齢化・人口減少の進行、グローバル化の進展、情報技術の革新等、大学を取り巻く状況が大きく変化していく中で、「選ばれる大学」になるための強み・特色をいかに具現化するのかという課題を解決するために、令和 3 (2021) 年度を起点とする後半 5 年間「発展期」の計画において、大学・短期大学部について中長期目標・計画の見直しを行った。</p> <p>新たな中長期計画（改訂版）で立案された 5 つの戦略のうちの 1 つ「V 大学運営戦略」財政基盤と組織力の強化では、「安定的な大学運営のために戦略的投資と収入強化」を定めている。この方針に基づいて毎年度の事業計画及び予算を策定している。</p> <p>特に学生生徒納付金以外の収入として、令和 4 年度は施設準備引当特定資産及び減価償却引当特定資産の一部をマルチコーラブル預金に令和 5 年度は永久社債の運用を実施している。</p> <p>特に施設設備計画での老朽化施設については、施設の長寿命化を図るために計画的な改修等を行っていく。それに対応する資金については、自己資金で整備できるよう、計画的に特定資産（減価償却引当特定資産）として計上することとしている。</p>
5-4-②	<p>教育研究活動を継続するためには、基本金組入前当年度収支差額の黒字を維持することが重要であるが、本学園は、四天王寺大学において令和元 (2019) 年度の看護学部の開設、令和 5 (2023) 年度に令和 6 (2024) 年度入学生に向け、人文社会学部の改編及び名称変更を行い、新たに文学部と社会学部の学生募集を実施し、系列校においては令和 2 (2020) 年度の四天王寺東高校への校名変更を含む総合的な改革により学生・生徒数が増加したことにより、令和 2 (2020) 年度から令和 5 (2023) 年度まで黒字を維持しており経営は安定しているといえる。また、令和 5 (2023) 年度決算における日本私立学校振興・共済事業団による定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分は全 14 区分のうち「A3 正常状態」に位置している。</p> <p>事業活動収支計算書関係比率において、令和 5 (2023) 年度の人件費比率は短大単独 76.3% となり過去 3 年間上昇している。学生数が年々減少しているため経常収入が減少していることが原因である。法人全体では 57.7% と令和 4 (2022) 年度の医歯薬系法人を除く大学法人の全国平均の 50.9% より高い水準にある。また教育研究経費比率においては法人全体で 28.7% と令和 4 (2022) 年度の医歯薬系法人を除く大学法人の全国平均の 36.1% を下回っているが、短大単独においては 35.6% と経常収入が減少する中、教育環境を維持させている。今後も継続的な教育研究経費の充実を図っていく。</p> <p>外部資金の導入として、科学研究費助成事業をはじめとする競争的資金の獲得に向けても積極的に取り組んでいる。</p> <p>科学研究費助成事業は、令和 3 (2021) 年度 169 万円（研究代表 65 万円、研究分担 104 万円・間接経費含む）、令和 4 (2022) 年度 163 万円（研究代表 13 万円、研究分担 150 万円・間接経費含む）、令和 5 (2023) 年度 137 万円（研究分担 137 万円・間接経費含む）と毎年度コンスタントに獲得できている。</p>
長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
特になし	

3. 改善・向上方策（将来計画）

改善すべき点および向上方策（将来計画）について、学内体制や改善プロセスを示しながら、具体的に記載してください。

項目 No.	改善・向上方策（将来計画）《箇条書き》

5-4	<p>安定した財政運営を行うためには、収容定員充足率を恒常に維持し、学生生徒納付金収入を安定して確保することが重要である。そのためには本学の教育研究力の向上、教育環境の充実等を図るとともに、社会の要請に応えた人材を育成するための大学改革等に取り組む必要がある。</p> <p>このため、中長期計画（改訂版）に基づいて、教育研究活動への戦略的な財政投資を行うとともに外部資金の獲得強化等を実施していく。また、恒常的な費用についても継続的に見直し、収支バランスの健全化維持に努める。</p>
-----	---

4. 根拠資料

エビデンスの例示を参考に、規程、冊子、ホームページ（URL）など、根拠資料を記載してください。

No.	根拠資料の名称
1	平成 28（2016）年度中長期計画予算書
2	四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部中長期計画（改訂版）-総表-
3	令和 5 年度（2023）年度 事業計画書
4	令和 5 年度（2023）年度 資金収支予算書
5	中長期計画予算書（改訂版）
6	中長期財務計画（人件費関係）
7	中長期財務計画（建物設備関係）
8	中長期財務計画（情報基盤関係）
9	定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分
10	令和 5 年度私立大学等改革総合支援事業の選定状況
11	公的研究費一覧

5-5. 会計

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記載してください。

項目 No.	<上段> 評価の視点	自己判定	
	<下段> 自己判定の留意点	個別	総合
5-5-①	会計処理の適正な実施 ■学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。	A	A
5-5-②	会計監査の体制整備と厳正な実施 ■会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。	A	

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
-----------	---------------------

5-5-①	<p>本学では、「学校法人会計基準」に準拠しつつ、「経理規程」、「経理規程施行細則」、「固定資産及び物品管理規程」、「固定資産及び物品調達規程」等の諸規程を整備して、これらに基づいた会計処理を行っている。</p> <p>予算案の立案から決定に至る過程は、法人本体及び学校法人の設置校ごとに（法人会計、四天王寺大学・短期大学部、四天王寺高等学校・中学校、四天王寺東高等学校・中学校、四天王寺小学校）、事務局の各部署から提出された予算要望案を経理担当部署がとりまとめて予算の原案を作成する。</p> <p>本学においては、予算原案に基づいて常務理事、学長、事務局長、副学長がヒアリングを実施する。ヒアリングの結果、見直しを行った部局・事務局は再度ヒアリングを行ったうえで、経理課で各部局・事務局の修正後の予算立案書を取り纏めて全体の収支バランスを計り、評議員会であらかじめ意見を聞いたうえで、理事会で審議、決定される。</p> <p>補正予算案については、事業の変更による支出の増減や、確定した学生数に基づいた学費等の収入の増減等を勘案して、11月に補正予算案を編成し評議員会であらかじめ意見を聞いたうえで・理事会で審議、決定される。</p> <p>決算については、会計年度終了後2月以内に、「私立学校法」第47条に定める会計書類等を作成して会計監査と監事監査を受け、理事会において事業の実績と決算を審議する。その後、評議員会に報告し意見を求めている。</p> <p>以上のように、本学の会計処理は適正に行われている。</p>
5-5-②	<p>本学では、公認会計士による会計監査、監事による監査及び内部監査室による監査を実施している。</p> <p>公認会計士による会計監査は、「私立学校振興助成法」第14条第3項に基づき、平成27(2015)年3月30日付け文部科学省告示第73号において指定された監査事項について、会計監査を実施している。</p> <p>毎年、公認会計士が総計25日間、法人の設置校すべてに来学・来校して、監査基準に基づく伝票、総勘定元帳、試算表等を調査して、収入・支出、資産関係について監査している。重要な支出については、稟議書との整合性及び伝票の照合等を実施している。</p> <p>監事による監査は、理事会及び評議員会に毎回出席し、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行について監査を行うとともに会計監査として期末監査(5月)と期中監査(年4回)を2人の監事が行っている。期中監査では、公認会計士との意見交換会及び経理担当者等からの聴取も行われる。監査は監査の結果等を理事会及び評議員会に報告している。また、監査は内部監査室とも意見交換等を行うなど連携体制を整えている。</p> <p>内部監査は、令和2(2020)年度から「内部監査規程」に基づき、理事長直轄の部署として内部監査室を設置して実施している。内部監査の結果は、理事長に報告するとともに監事及び公認会計士とも情報共有することとしている。</p>
長所・特色《箇条書き》	*先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの
	特になし

3. 改善・向上方策（将来計画）

改善すべき点および向上方策（将来計画）について、学内体制や改善プロセスを示しながら、具体的に記載してください。

項目 No.	改善・向上方策（将来計画）《箇条書き》
5-5	学校法人会計基準や本学園の「経理規程」等に基づき、引き続き適正な会計処理に努めるとともに、公認会計士による会計監査、監事監査及び内部監査による厳正な監査を実施する。

4. 根拠資料

エビデンスの例示を参考に、規程、冊子、ホームページ（URL）など、根拠資料を記載してください。

No.	根拠資料の名称
1	経理規程
2	経理規程施行細則
3	固定資産及び物品管理規程
4	固定資産及び物品調達規程
5	独立監査人の監査報告書
6	令和 5（2023）年度公認会計士・監事監査日程表
7	監事監査報告書
8	内部監査規程

II. 基準 5 の自己評価＜総評＞

本法人は法令を遵守するとともに、「寄附行為」に定められた使命・目的を実現するため、中長期計画を策定し、継続的かつ着実に実行している。実行にあたっては、環境保全や人権や安全にも十分配慮している。

理事会を中心とする法人の意思決定の体制は整っており、理事長のリーダーシップは、適切な役割分担を通して有効に機能している。法人と大学との相互のコミュニケーションは十分にとれており、意思決定は円滑に行われている。理事、評議員や監事等の相互チェック体制も機能している。

財務については、中長期計画に基づき計画的な財務運営がなされている。財務基盤は安定しており、収支バランスも保たれている。

予算の立案と決定、補正予算の策定、決算の体制も整っており、予算の執行にあたっては適正な会計処理がなされている。監査は、公認会計士による監査、監事監査及び内部監査の体制が整っている。

以上により「基準 5. 経営・管理と財務」を満たしている。

令和 6 度（対象：令和 5 年）自己点検・評価シート

基準 6 内部質保証

I. 自己点検・評価

6-1. 内部質保証の組織体制

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点	自己判定	
	<下段>	自己判定の留意点	個別	総合
6-1-①	内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立 ■内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。 ■内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。 ■内部質保証のための責任体制が明確になっているか。		A	A

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
6-1-①	<p>令和元（2019）年 12 月に制定した「内部質保証の方針」の「1. 基本的な考え方」において、「本学の使命や目的を実現し、社会の負託に応えるため、自らが行う教育、研究、社会貢献について、質の向上を図るとともに、適切な水準であることを自らの責任で明示する内部質保証の取組みを恒常的に推進する。」と定めて、本学の内部質保証に関する全学的な方針を明示している。</p> <p>学長を議長として、各部局・事務局の長を中心にはじめ、中長期計画の策定の方針や中長期計画に基づく自己点検・評価に係る方針、教育研究に関する重要事項を決定するのが、教育研究評議会である。</p> <p>この教育研究評議会による内部質保証の方針や中長期計画に基づく自己点検・自己評価に係る方針等を受けて、「自己点検評価書」の検証や学外有識者及び学生による評価を実施し、その結果を公表するための組織が、「自己点検・自己評価委員会規程」に基づく自己点検・自己評価委員会である。</p> <p>自己点検・自己評価委員会は、「自己点検・自己評価委員会規程」第 4 条に基づき、常務理事が委員長、学長が教学推進委員長、事務局長が管理推進委員長を務め、教学推進委員として、副学長、学長補佐、図書館長、部長、センター長、副館長、副部長、副センター長、大学院研究科長、学部長、学科長、コース主任、管理推進委員として各課長が加わり構成している。そして教授会、研究科委員会及び全学委員会では、教育研究評議会で示された方針、計画に則り、教育研究活動等を実行し、自己点検・自己評価委員会による自己点検・評価での検証結果をふまえ、それぞれ改善・改革に取り組んでいる。</p> <p>また、教育改革推進本部会議では、教育研究評議会の方針のもとで中長期計画の策定や三つのポリシーに基づく評価を行い、自己点検・自己評価委員会による評価活動の結果も踏まえて、全学的な教育施策の企画・開発や教育活動の継続的な改善について審議し、各部局・事務局と連携して教育改革に取り組んでいる。</p> <p>このように本学では、本学では内部質保証のための恒常的な組織体制を適切に整備し、明確</p>

	な責任体制を確立している。
長所・特色《箇条書き》 *先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの	
	特になし

3. 改善・向上方策（将来計画）

改善すべき点および向上方策（将来計画）について、学内体制や改善プロセスを示しながら、具体的に記載してください。

項目 No.	改善・向上方策（将来計画）《箇条書き》
6-1	令和元（2019）年に「内部質保証の方針」を制定して内部質保証の体制を整えた。今後とも本学の実態や本学を取り巻く社会状況を見据えながら、本学の使命と教育目的に則した実効性の高い自己点検・評価活動ができるように常に見直しを行っていく。

4. 根拠資料

エビデンスの例示を参考に、規程、冊子、ホームページ（URL）など、根拠資料を記載してください。

No.	根拠資料の名称
1	内部質保証の方針
2	自己点検・自己評価委員会規程
3	教育改革推進本部規程

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段>	評価の視点	自己判定	
	<下段>	自己判定の留意点	個別	総合
6-2-①	内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有		A	A
	■内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように実行しているか。 ■エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に実施しているか。 ■自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。			
6-2-②	IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析		A	
	■現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。			

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠

資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
6-2-①	<p>三つのポリシーを起点とする「教育の質保証」と中長期計画を踏まえた「大学の質保証」の双方にわたる「本学の使命・教育上の目的を実現するための内部質保証」を機能させるために中長期計画に基づく自己点検・自己評価活動を実施している。</p> <p>その活動は大きく、自己点検評価書の作成、外部評価者会議の開催と結果の検証、大学機関別認証評価の受審への対応の 3 つである。</p> <p><自己点検評価書></p> <p>教育研究評議会による自己点検・自己評価に係る方針を受けて、各部局及び事務局がそれぞれ自主的・自律的に進めている自己点検・評価活動は、全学的な見地に基づいて、自己点検・自己評価委員会により、「自己点検評価書」(もしくは「自己点検・評価シート」)としてまとめられる。</p> <p>「自己点検評価書」は、自己点検・自己評価委員会での審議を経て、教育研究評議会で報告され、最終的に理事会で審議、決定される。そのうえで、「自己点検評価書」は、各部局及び事務局で共有するとともに、大学ホームページで広く社会に公表している。</p> <p><外部評価者会議></p> <p>地元自治体、教育委員会、学校・園、企業等から外部有識者を評価員として招き、本学の教育研究活動について評価・助言を求める外部有識者会議を隔年により実施することとしている。会議で聴取された意見は、関係する各部局及び事務局と教育開発推進本部で検討し、回答や改善案がまとめられ、自己点検・自己評価委員会に報告された後、教育研究評議会で審議される。外部評価会議の内容については、各部局で共有されると同時に、大学ホームページで公表される。</p> <p><大学機関別認証評価の受審></p> <p>平成 20 (2008) 年度、平成 27 (2015) 年度、令和 4 (2022) 年度に、財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審して、いずれも基準を満たしていると認定された。この受審は、本学の内部質保証への取組みの一つの節目である。</p> <p>令和 4 (2022) 年度に日本高等教育評価機構へ提出した「自己点検評価書」及び認証評価結果として示された「評価報告書」は、大学ホームページで公開している。</p>
6-2-②	<p>《IR・戦略統合課》</p> <p>本学における教育・研究に関する学内外の諸情報の収集、分析、可視化し、評価指標として管理し、その分析結果を教育・研究、学生支援、大学経営に活かしていくために、平成 26 (2014) 年度より、IR・戦略統合センター（令和 6 年度から学長室 IR・戦略統合課に名称変更）を設置している。</p> <p>IR・戦略統合センターでは、学内外における情報の収集・分析に基づく政策形成支援に関することや、高等教育政策の分析、情報の提供及び政策関連テーマの研究に関すること、本学全体の将来構想の検討及び調査、立案、実施、推進に関すること等を担当し、特に経営 IR に関する調査・データの収集と分析を担っている。</p> <p>令和 3 (2021) 年度からは、新たに設置した高等教育推進センターが、それまで IR・戦略統合センターや教務部が実施していた教育内容・教育方法の開発・実践支援に関する業務を代わりに担当することになり、その一環として、外部のアセスメントテストである PROG テストや学生調査、新入生アンケート、授業評価アンケート等の各種調査を実施、集計、分析する業務を行っており、特に教学 IR に関する調査・データの収集と分析を担っている。</p> <p>また、入試・広報部（令和 6 年度よりアドミッションセンターに名称変更）、キャリアセンター、学生支援センターも各部局が、例えば、卒業生及び就職先企業担当者アンケートや入試区分別調査等必要なデータ収集と分析を行っている。</p> <p>こうして収集・分析された調査・データは、教育改革推進本部会議に報告し改善策検討の資料として提供するとともに、各部局・事務局にも情報提供している。また、その一部は「Fact Book」として公表している。</p> <p>以上のように、本学の IR 機能は、現状把握のために十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整えている。</p>

長所・特色《箇条書き》	*先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの
	特になし

3. 改善・向上方策（将来計画）

改善すべき点および向上方策（将来計画）について、学内体制や改善プロセスを示しながら、具体的に記載してください。

項目 No.	改善・向上方策（将来計画）《箇条書き》
6-2	自己点検・評価活動を中心とする内部質保証の体制は整っており、自己点検・評価の内容や収集データは、広く教職員の間で共有している。それらは学部等、組織、事務局の改善にも活用している。今後は、より実効性のある自己点検・評価の方法と、より有効性のある調査方法、データ収集活動となるよう、その実施状況等を踏まえながら改善を図っていく。

4. 根拠資料

エビデンスの例示を参考に、規程、冊子、ホームページ（URL）など、根拠資料を記載してください。

No.	根拠資料の名称
1	令和3年度自己点検・評価書
2	ホームページ（情報公開 ⇒ 自己点検・評価／認証評価／外部評価) https://www.shitennoji.ac.jp/about/disclosure/jiko/
3	組織・分掌規程

6-3. 内部質保証の機能性

1. 自己判定

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記載してください。

項目 No.	<上段> 評価の視点 <下段> 自己判定の留意点	自己判定	
		個別	総合
6-3-①	内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性 <ul style="list-style-type: none"> ■三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか。 ■自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。 	A	A

2. 自己判定の理由

対象年度における取り組みを自己点検・評価し、「事実の説明」として第三者が理解できるように、根拠資料を用いて項目毎に具体的に記載してください。また、長所・特色も記載してください。

項目 No.	事実の説明 及び 自己評価《箇条書き》
6-3-①	教育研究評議会の方針により策定された中長期計画に基づいて実施される自己点検・評価活

	<p>動により、大学運営の改善、向上のための内部質保証の仕組みは有効に機能している。</p> <p>本学の自己点検・自己評価活動の結果は、「自己点検・評価報告書の作成」として集約されるが、その作成のプロセスにおいて、異なる 3 つの水準での自己点検・自己評価活動の結果を反映している。</p> <p>すなわち、学部・学科レベルでのアセスメント・ポリシーに基づく「三つのポリシーに関する評価」、部局・事務局レベルでの「中長期計画の達成状況報告」、外部識者や学生からの意見を聴く「外部評価者会議」の 3 つである。自己点検・評価報告書の作成も含めて、それぞれの自己点検・自己評価活動は、計画から評価まで適切に PDCA サイクルを回して実施している。</p> <p>＜三つのポリシーに関する評価（アセスメント）＞</p> <p>三つのポリシーに関する評価は、教育改革推進本部会議が主体となって実施される。教育改革推進本部会議は、学部長・研究科長・学科長・専攻長・コース主任に、前年度の各部局の教育の質保証について自己評価することを求める。</p> <p>学部長・研究科長・学科長・専攻長・コース主任は、各部局のアセスメント・ポリシーに基づいた三つのポリシーの達成状況と達成状況に対する考察を「アセスメント・ポリシーに基づく評価シート」にまとめ、教育改革推進本部会議に提出する。「アセスメント・ポリシーに基づく評価シート」は全学的な視点で検証がなされた後、IBU ポータル内で全教職員に公開され、今後の教育の質保証の改善に役立てられる。</p> <p>＜中長期計画の達成状況＞</p> <p>「大学の質保証」という観点から、本学では「中長期計画全学版ロードマップ」で示されている計画の達成状況を確認、検証し、次年度の計画を決定し、実行に移している。</p> <p>具体的な流れとしては、教育改革推進本部会議が、中長期計画において将来ビジョン実現のために定めた 5 つの戦略の達成状況について、関係の深い部局・事務局に達成状況を取りまとめるよう指示する。</p> <p>各部局・事務局は、担当個所について必要に応じて学部・学科、研究科にヒアリング等を行い、計画実施状況、エビデンスの確認、進捗状況の自己評価、取組みにおける問題点や課題、対応策を確認し、次年度の年度計画についても策定する。</p> <p>それらは「達成状況報告書」としてまとめられ、教育改革推進本部会議の場で審議、改善方針が検討され、各部局にフィードバックし、学内で共有している。</p> <p>＜自己点検評価書の作成と公表のフロー＞</p> <p>教育研究評議会による自己点検・自己評価に係る方針に従い、各部局・事務局が自己点検・評価活動を実施し、その内容を自己点検・自己評価委員会が自己点検評価書（若しくは自己点検・評価シート）としてまとめた。その際には、教員活動評価、三つのポリシーに関する評価（アセスメント）、中長期計画の達成状況、外部評価者会議といった自己点検・評価活動の内容も十分に反映される。自己点検評価書による自己点検・評価活動の結果は、教育研究評議会で審議され、さらに理事会における審議と承認を経て、大学ホームページで公表されると同時に、IBU ポータルで学内共有され、次年度以降の教育活動の向上、改善に活かされる。なお、ガバナンス機能の観点から教育研究評議会に対する監事監査も適正に実施している。</p> <p>以上のことから、内部質保証のための学部・学科・研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みを確立し、機能させている。</p>
長所・特色《箇条書き》	*先駆性や独自性があるもの、有意な成果が見られるもの
	特になし

3. 改善・向上方策（将来計画）

改善すべき点および向上方策（将来計画）について、学内体制や改善プロセスを示しながら、具体的に記載してください。

項目 No.	改善・向上方策（将来計画）《箇条書き》
6-3	情報を収集して現状や既存の取組みを点検・検証し、改善策を講じる全学的な自己点検・自己評価の実施体制は整っている。令和 3（2021）年度後半には、学部・学科内での専任教

	<p>員間の成績評価チェックや学部・学科を越えての成績評価のピアレビューの実施、入学前から卒業後までの学生データを一元管理する仕組みとして「教学情報一元化データ」の構築等、自己点検・自己評価活動をより効果的に実行していく新たな方策も導入している。</p> <p>今後も、自己点検・自己評価活動の効果を高めるような新たな方策を検討し、教育の質の向上、大学運営の改善につなげていく。</p>
--	---

4. 根拠資料

エビデンスの例示を参考に、規程、冊子、ホームページ（URL）など、根拠資料を記載してください。

No.	根拠資料の名称
1	ホームページ（教育研究上の目的・3つのポリシー等） https://www.shitennoji.ac.jp/about/policy/
2	中長期計画全学版ロードマップ
3	達成状況報告書

II. 基準 6 の自己評価＜総評＞

本学では「内部質保証の方針」に基づいて、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。内部質保証のための恒常的な組織として、自己点検・自己評価委員会を設置しており、自己点検・自己評価委員会を中心に、中長期計画に基づく自己点検・自己評価活動が明確な責任体制のもとで実施されている。

自己点検・自己評価委員会は、自己点検評価書の作成、外部評価者会議の開催と結果の検証、大学機関別認証評価の受審への対応を担い、自己点検評価書は大学ホームページに公表されている。

IRについては、IR・戦略統合課と高等教育推進センターが中心となり、学内外の必要な調査・データを十分に収集、分析できる体制を整えている。

学部・学科・研究科レベル、部局レベルのそれぞれの自己点検・自己評価活動も計画から評価までPDCA サイクルを回して実施されており、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みはしっかりと機能している。

以上により「基準 6. 内部質保証」を満たしている。

特記事項

本学保育科と韓国新丘大学ビジネス実務学部 児童保育科及び生命環境学部 幼児教育科との間において、平成 27（2015）教員間の交流を契機として継続的に学生間及び教員間の交流を開始し、平成 30（2018）年には MOU 締結により大学間連携として取り組んできた。令和 2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症拡大により、オンライン交流など縮小せざるを得ない状況がつづいていたが、令和 5（2023）年度より対面による相互交流活動を再開することができた。

本学の保育科 3 セメスターの授業（保育探究演習（多文化保育））において受講者 8 名を選考し、事前学習や現地での交流活動計画を学生自らが立てるなど、現代の多文化共生社会における保育の在り方について学ぶ体験プログラムを 9 月 15 日～17 日に実施。

また、韓国新丘大学からは、8 月 2 日～5 日に 5 名の学生が来日し、日本の保育や文化について学ぶとともに、本学学生との交流を深める機会となった。

コロナ禍の影響がまだ大きく留学や国際交流活動が停滞する時期において、参加した保育科学生からは、短期間のプログラムであるが、将来保育現場で活かせる有意義な活動であったこと、もっと多くの学生が参加できるとよいなどの意見があった。